

令和元年第6回（10月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和元年10月30日（水）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	参事（特命担当）	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	武藤弘子君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	遠藤努君	学校教育課長	斎藤雅彦君
社会教育課長	菅野直人君		

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和元年10月30日（水曜日） 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	会期の決定	
日程第 3	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 4	承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 7	承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 8	同意第 3 号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	議案第 5 5 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 5 6 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 1	議案第 5 7 号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 5 8 号	令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	委発第 5 号	災害対策調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 1 0 時 3 0 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第 6 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第 6 回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、今回の災害発生などにより何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。冒頭よりこの度の台風 19 号で被災された多くの町民各位に対し、深甚なるお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧、復興を目指し、あらゆる

手段を用いて、オール大郷でこの究極を果敢に取り組んでまいりたいと思っております。町民の愛する我がふるさとの復興に更に、町民一丸となって取り組んでいただくようお願いを申し上げてお見舞いの御挨拶といたします。

関東、東北地方に直撃をした台風 19 号により本町では過去に昭和 61 年に経験した、8. 5 豪雨以来の大災害に見舞われました。去る、10 月 13 日、本町を東西に流れる一級河川吉田川が危険氾濫水位を超え、中粕川付近の左岸で越水が発生し、その後、粕川観測所の水位が低下し始めた矢先でございました。午前 7 時 50 分、長時間の越水に耐え切れなくなった堤防が、ついに決壊し、まさに津波が押し寄せて来たように中粕川地区の街並みを一瞬にして飲み込みました。その濁流は、下流の土手崎、三十丁地区まで及び、吉田川流域の数多くの世帯が床上、床下浸水し、全壊や大規模半壊などの甚大な被害をもたらしたものであります。吉田川右岸の鶉崎、袋地区においても水害及び避難所のフラップ大郷 21 と鶉崎分館において未だなお、25 世帯 71 名の方々が避難生活を強いられております。このような中、一人の犠牲者も怪我人も出さなかったことは、地域防災意識の高揚が高い評価を得られておりますことは、我々にとって本当に慰められることとさせていただきます。町内全域の被害概要を申し上げますと、床上、床下浸水が、180 戸を超え、土砂崩れや法面崩壊、町道損壊、河川被害など林地災害も含めると災害総数は、700 カ所近くに及ぶことが明らかとなったところであります。農地については、約 1,000ha が冠水被害に遭い、稲作や大豆などの主要作物のほかさらに被害は、畜産業にまで及んだところであります。また、本町の誘致企業である農業法人 2 社の大規模園芸施設の被害も甚大であり、農業の被害総額は、十数億円に達する見込みでございます。町では、被害発生から本日までの 18 日間、国土交通省などの各省庁や宮城県をはじめ県内外の市町村、陸上自衛隊の力強い御支援や全国から駆け付けていただいた多数の災害ボランティアの皆様方、心温まる御協力のもと、地元町議会議員の皆様をはじめ消防団や各行政区長の皆様のお力添えをいただきながら、役場職員が一丸となって災害の復旧活動に取り組んできたところでございます。おかげさまで決壊した堤防についても北上川下流事務所、24 時間体制で緊急復旧工事を行い、二次災害が発生することもなく、今月 27 日をもって復旧工事が完了したところであります。本日は、災害発生日の 10 月 13 日付けで専決処分をさせていただいた各種会計補正予算の承認が 5 件、災害関連予算の追加補正として一般会計、農業集落排

水事業特別会計、そして水道事業会計の3会計の補正予算を御提案させていただいているものであります。また、人事案件として、私が、町長就任以来、長らく不在となっておりました、副町長の選任同意について、ここに改めて御提案させていただくものであります。今日までの間、副町長の代理を担う職として、参事2名体制を敷いて事務事業を執行してまいりましたが、本町にとってこの度の未曾有の大災害に直面した今、この危機的な状況を乗り越え、1日でも早い、復旧、復興を成し遂げるためには、また、時には、執行者のように政治的な行動もとれる立場の副町長の存在が必要不可欠と判断し、この臨時議会に提案させていただくものでございます。併せて、教育長同様、副町長の給料の10%を削減する条例改正も上程してございますので、慎重、審議の上、全議案を御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により13番若生 寛議員及び1番吉田耕大議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 承認第5号につきまして、説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方地自法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

2ページをお開き願います。

専決第5号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和元年度 大郷町一般会計補正予算(第3号)

令和元年10月13日専決

大郷町長 田中 学

3ページをお開き願います。

専決第5号

令和元年度大郷町一般会計補正予算(第3号)

令和元年度大郷町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,144万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,454万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月13日専決

大郷町長 田中 学

今回の補正予算ですが、令和元年10月12日の台風19号による道路、河川の公共土木施設の災害応急工事、消防防災施設並びに社会教育施設の災害復旧工事、被災者並びに避難者対策等の災害救助費、災害ごみ処理費、下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽特別会計への災害復旧費繰出等に係る予算について計上したものでございます。なお、緊急を要することから10月13日付けで専決処分を行ったものでございます。

4 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第 15 款国庫支出金第 2 項国庫補助金 2,730 万円の増額補正です。災害廃棄物処理費並びに消防防災施設の防災無線の子局の災害復旧に係る国庫補助金でございます。第 16 款県支出金、第 1 項県負担金、7,997 万円の増額補正です。住宅応急修理、避難所設置等の災害救助費に係る県負担金でございます。第 13 款繰入金第 1 項基金繰入金、2 億 5,417 万 4,000 円の増額補正です。災害復旧事業に係る財源として、財政調整基金を繰り入れてございます。

歳入合計 3 億 6,144 万 4,000 円でございます。

続きまして、5 ページをごらんいただきます。

歳出です。第 3 款民生費第 3 項災害救助費、1 億 8,263 万 1,000 円の増額補正でございます。避難所設置に係る経費、住宅災害応急修理、被災児童生徒用学用品購入、罹災証明二次調査に係る建築士賃金、被災地区警備、被災者支援、被災場所警備の消防団への費用弁償、被災地区への仮設トイレ設置並びに避難所等被災者支援対応のための職員の時間外手当などがございます。第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費 90 万円の増額補正です。戸別合併処理浄化槽の汚泥くみ取りなど災害復旧に係る戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金でございます。第 3 項清掃費 3,358 万 9,000 円の増額補正です。中粕川地区の災害ごみ撤去業務、災害ごみ仮置き場の災害ごみ処理業務、災害ごみ搬入誘導業務に係る経費でございます。第 5 款農林水産業費第 1 項農業費 3,760 万円の増額補正です。農業集落排水施設のマンホールポンプなどの災害復旧に係る農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。第 7 款土木費第 5 項都市計画費 100 万円の増額補正です。下水道施設のマンホールポンプの災害復旧に係る下水道事業特別会計繰出金でございます。第 10 款災害復旧費第 2 項公共土木施設災害復旧費 8,720 万円の増額補正です。町道等の災害応急工事並びに地域整備課職員の時間外勤務手当などがございます。第 4 項公共施設災害復旧費 1,623 万 5,000 円の増額補正です。旧粕川小学校に設置しております、防災無線子局の災害復旧並びに個別受信機購入に係る経費でございます。第 5 項文教施設災害復旧費 228 万 9,000 円の増額補正です。海洋センター並びに総合運動場電気設備等の復旧工事、総合運動場陥没箇所応急工事に係る経費でございます。歳出補正額合計 3 億 6,144 万 4,000 円でございます。以上補正前の予算額 50 億 9,309 万 7,000 円に歳入歳出とも 3 億 6,144 万 4,000 を追加し、補正後の予算額

を歳入歳出それぞれ 54 億 5,454 万 1,000 円とするものでございます。
一般会計補正予算につきましては以上の内容でございます。

以上で承認第 5 号についての説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4 番大友議員。

4 番（大友三男君） 10 ページの災害ごみ搬入誘導業務の中で、ちょっとこれ 10 月の 23 日に大松沢地区のごみ搬入場所が一杯になって牧場跡地に搬入場所を移したというような経緯があって、防災無線で時間も指定して搬入をするということになったということなのですが、なんかその際、搬入誘導業務でトラブルがあったと。問題が発生したと聞いているのですが、どのような問題が発生したのかお聞かせいただきたいと思うのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） はい。お答えいたします。当時大松沢社会教育センターの所に仮置き場のほうを設置いたしまして、災害ごみの受け入れを行っておりましたが、その日にかなり大勢の方が見えたもので、道路のほうにかなりの渋滞ができた。交通安全上も問題があるということから急遽川内の町有地のほうを開くという決断をいたしました。その時に、時間のほう、準備等もありましたので、時間のほうを設定したものでございますが、放送のほうを早めにやったことから住民の方が早く現場のほうに到着し職員の準備が完了する前に一部の方が自ら場所のほうを開けまして、中にごみのほうを投棄したということでございます。

議長（石川良彦君） はい。大友議員。

4 番（大友三男君） 今のことが経緯だと思いますけれども、私の家のほうにもちょっとお話しがありまして、個人名は差し控えますけれども、ある議員の方が 1 時と指定して防災無線で搬入時間ですかね。指定して放送していたにも関わらず、時間前に搬入する方々に勝手にということではなくて、ある議員が勝手に開けたと。それで混乱したというものを聞いているのですが、そういうものは把握してないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。議員御指摘のとおり時間前にある住民の方及び議員の方が中に入って、職員のオッケー前に投棄をしたということは把握をしております。

議長（石川良彦君） 大友議員。

4 番（大友三男君） 私としても議会議員の一人として謝罪をしたいと思えます。このような議員の権限だけを振り回して勝手な行動をとった同僚がいるということに対して恥ずべき行為だと私も考えております。職員の方々が寝ないで一生懸命頑張っている中を大変混乱させたという意味では本当に私も申し訳ないと思っております。質問にはなりませんけれどもここで議員の一員として職員の方々にお詫びをしたいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。町長から。町長。

町長（田中 学君） 直接今の御意見とは異なるものがございしますが、今多くのボランティアの皆さんが本町に駆けつけていただいてございます。ボランティアの受け入れ体制がどうも不備だという御指摘の記事が載っておりました。手伝いに来るボランティアの精神が受付で何時間も待たせられるということは極めてまずのではないかという内容でございましたので、このごみも含めてボランティア受け入れる体制を強化しながら、また、議員の皆さんにも指摘だけではなくて新たな指導の立場に立ってこの難局を超えていかなければならないというふうに私は思うので、議員の皆さんにお願いを申し上げたいと思えます。

議長（石川良彦君） はい。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） まず、今回の台風 19 号のですね、災害に遭いました町民の皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思えます。その中にありまして、今回いわゆる台風 19 号の災害におけるその対策ということで臨時会が開催されているわけでございますが、冒頭に一つ姿勢をお聞きしておきたいのですが。中粕川地区の今回の堤防決壊について、決壊する前から、数年前からあの決壊箇所は危ないと言われることが大分、町のほうに連絡しているという話がありました。この間町は決壊を防止するためにどのような対策を講じておられたのか、国、県等についてどのような対策を求めて来たのか。その経過についてお聞きしておきたいと思えます。続きましてですね。今回、きのうですか、閣議決定におきまして、いわゆる激甚災害の指定が受けたということでございますが、そのことによっていわゆる事前着工による早期営農再開に向けてということで、既に国では平成 29 年の 1 月から公共事業についてはいわゆる復旧工事に着手できる査定前の着工制度を活用してできるだけ早く復旧をお願いしたいと。お願いにそういう姿勢を示しておりますが、そのことについて町は、きのう出ただけの、きのう出ましたので日数もな

いと思うのですが。既に先日行われた全員協議会で残間参事にこの査定前の工事についてどのような対応が可能なのか。もしそれが激甚災害に指定されたのであれば、速やかに国と連絡を取りながら広く住民に周知すべきではないかという提案をした経過があるわけですが、そのことについてどのような考えを持っておられるのかお聞きしておきたいと思います。

それから今、野球場を敷地に仮設住宅の建設が、町長の構想として11月中には完成させたいというような話がありますが、当然そのことについては諸手を挙げてお願いしたいと思うのですが、ただどうしても待てずに古い町営住宅の仮設利用ということで町営住宅を利用しているわけですが、その方々が健康な生活を送るためのいわゆる旧住宅の工事について、今回それは、今回の激甚災害も含めたいろいろな応急処置の対象にその事業になるのかどうかその辺について確認したいと思います。

それから、今回3億6,000万円ほどの一般会計から補正が提案されているわけですが、この中で激甚災害法の適用によって果たして町からの手出しがどれぐらい圧縮されるのかその辺について、当然町としても少ない財源の中で国の制度によってかなりの面が緩和されると思うのですが、その辺についておおまかな計算をされているのかどうか。この3億6,144万4,000円の中でどの程度まで今回の激甚災害法の適用によって圧縮されるのかその辺の答弁を求めたいと思います。

それから今回、ページ数では、歳出の民生費の中で、いわゆる住宅災害応急修理も計上されておりますが、既にこの応急修理、災害応急修理の申込があったとは思うのですが、その辺についてはどのぐらいの申込がされているのかその実態についてお聞きしたいと思います。

それから災害ごみの受け入れですか、これについてなんか今月いっぱいという話もちょっと耳にしたのですが、いつ頃まで町では第一弾としてその受け入れを考えておられるのか。私としては、中々手が回らない状況の中で極力この期間を延ばしていただいて、そのいわゆる多くの方々が災害ごみを処理できるような環境を作っていく必要があると思うのですが、その辺についてどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 始めに答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 答弁させていただきます。吉田川の堤防、吉田川の河川改修等についてどのように国等に町として求めてきたのかという

ようなことですが、これにつきましては、町長はもとより宮城県
の町村長会などを通してですね、国、県のほうに河川改修、安全、安
心な地域づくりのためにですね、強く要望を繰り返してきたところ
でございます。その一旦いたしまして、大和町落合地区に遊水地の建設が、
今進んでございますが、それが完成する前の今回の災害というふう
に受け止めてございます。また、北上川下流工事事務所主催の毎年
出水前に6月に重要水防箇所、危険箇所の合同巡視点検には、国、
県、町、消防団等で巡視をいたしましてございました。そこで決壊
した箇所につきましても重要水防箇所というようなことを捉えて
おりまして、今回台風を予測したわけではございませんが、重要
水防箇所の合同点検後に土嚢袋トナックで、補強をして、対策等
を講じていただきましたが、それではもたなかったというふうな
ところだと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。査定前の着工につ
きましては、当然必要なものについては内容を確認し、対応を
検討したいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 応急修理の分、続けてお願いします。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。町営住宅につ
きましては、議員の皆様も御存知のとおり経年劣化に伴う建て替
えということで鶉崎に建て替えした部分の現在入居の募集を行っ
ていたところ、今回たまたま被災者のために一時使用というこ
とで入居をさせていただいております。本来であれば一時使用
につきましては、1カ月ではございますが、仮設住宅への移転
等も考えまして、1月末ということの対応でございまして、町
営住宅への応急修理等の関係につきましては、国のほうでの支
援はないものと思っております。続きまして、応急修理の件数
でございまして、こちらにつきましては昨日現在で、27件の問
い合わせがございまして、16件の申込があったところでござ
います。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の災害によりまして、町の財政
につきましての状況でございますが、昨日激甚災害の指定がな
されまして、おおまかな制度はございますが、詳細にわたり
まして、まだ詳しくは町のほうに伝わってきてございませ
ないので、今現在どのぐらい町の財源になるのかというこ
とは今の段階でまだ見通しは立てられない状態でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） はいお答えいたします。ごみの受け
入れでございま

すが、現場への搬入台数の減少及び品目を見ますと、被災に遭われた粗大ごみにつきましては一定の数が出たものと思われ、今回被災したのではなく、数十年前のテレビや農機具などの持ち込みが目立ってきていることから 11 月 4 日ですね、月曜日を持ちまして、一旦終了したいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） まず、激甚災害によっていくらぐらい来るのか。これは確かにきのうははっきりしたわけで、まだ数字的出すのは大変だとは思いますが、きょうの補正予算に計上されている内容については、当然根拠があっての補正予算でしょうから、根拠に基づいた計算はできると思うので、早速ですね、取り掛かっていただいて、資料で、いくらぐらいになるのか。何もこの数字が云々というわけではないのですが、町の負担がどうなるのか。あるいはそれによって町が今後どのような予算の中で対応できるのか。あるいは町民の負担がどうなるのか。その辺が今後いろいろと方向的に考えられますので、速やかに、まずは国からいくらぐらい出るのか大まかな数字で結構ですので、議会に示してほしいと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

それからいわゆる査定前の事前着工についてですが、これは農水省で既に、事前着工における早期営農再開に向けてということで出しているのですね。これは先月のあの災害のときにもう適用になっているわけですから、今回激甚災害に指定されたということで、特に公共事業ではこのような書かれ方がされております。農地、農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復興が可能であると。実施にあたっては、1、2を例とするということで。1は一つ目として、施設等の被災状況事前に調査撮影すると。いわゆる大まかな測量ですね。それから2番目、査定前工事の実施中の写真、契約書、工事支払額などが確認できる証拠書類などを整理すると。これによっていわゆる事前着工ということになりますか、査定前の工事ができるということになっておりますので。これは、例えば今回のごみが寄せられたわらごみですか、そういうものの収支もですね、自ずからこの事業に則ってやれば対応できるので、その辺速やかな行動をしてもらわないと、今、まだ雪は降らないのですが、冬に向かって、冬が過ぎれば農作業始まる時期になります。ぜひ農業にいくら厳しい農業であっても農民は種を蒔いて喜びを感じるそういう我々の性格でございます。ぜひ来春の農業再開に向けてその辺の速やかな工事もお願いしたいと

と思いますが、もう一度、これはあの前に参事のほうに全員協議会で、こういう制度がありますのでぜひ調べておいてほしいということで参事に申し述べた経過があるので、もう一度今初めて聞いた話ではないはずですから、既に調査していると思うので、町の姿勢をお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる田布施なりあるいは東沢団地に入っている旧町営住宅、確かに劣化してそれを今回使ってもらっているということはあると思いますが、しかしそれが今回の応急処理の対象にならないと、いわゆるどうしても入るようにするためには町のまるっきりの手出しになるということでございますが、しかし、子供がほかに迷惑をかけては大変だということで、いわゆる母心、親心の姿勢の中でお願いしている中で、それが極めて劣化された大変な住宅な中に1月まであるいは今回の仮設住宅ができるまでというつなぎであろうともその間におけるやはり費用については、出すのは、もちろん町ではやっているとは思いますが、それに係る費用も国などに申請して、何としてもそれはもらえるように私は運動すべきだと思うのですが、その姿勢について、もしそれがよければですね、今あえて仮設住宅を建てなくても既にあるそういう町営住宅、古い住宅を活用することも暫時の間であろうができると思うので、ぜひそのような働きかけもお願いしたいと思います。

それから災害ごみの処理については、11月4日で決めるということでございますが。その辺について広く町民にも、いわゆる被災された方々に呼びかけをして、それで納得もらえればいいのですが、果たしてどうしても手が回らないあるいは家族の協力がもらえない、ボランティアが回らないということでどうしても延ばさざるを得ないような場合には少しその辺の応用編を利かせた中での対応などは無理なのかどうか。もちろん私、ずるずると長期に渡って期限を定めなくてやるということはこれいかなものかと思うのですが、しかしどうしても災害には遭ったが手が回らなくて対応できないという方もあると思うので、その辺についてはやはりばりばりやる町長の手腕でその辺の応用も利かせてほしいなと思うのですが、いかなものなのかお聞きしたいと思います。なお、仮設住宅11月まで造るということでございますが、その辺の進行状況についてですね、どのようになっているのか。また、希望者は実際、先ほど五十何軒でしたか、いまだに避難所生活をしているということでございますが、その方々の希望はどうなのかその辺も併せてですね、何かアンケートを取っているいろいろやっていくというようなことでした

が、お聞きしたいと思います。併せて、都市計画のほうでは何か、内容的には別なのですが、議長にお許しをいただいて、今回町長がいわゆる中粕川地区なりあるいは土手崎三十丁地区で説明した新たな町構想の中で、住民はその構想を示したことによってどのような声があるのか。多くの住民には、あくまでたたき台であって私たちは中々そのいわゆる移転するエリアに入っていないながらもとても負担が心配で対応できないという声もいっぱい聞きます。そういうことも含めてですね、町としては今後どのような具体的な施策を考えて進めていこうとしているのかその辺も併せて求めたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 財政に関わることは要望だけでよろしいということですか。

12番（千葉勇治君） 一応わかれば。できないのであればできないということでもよろしいですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 財源関係でございますが、今現在即答できませんが、今後の制度設計が決まり次第御報告させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） はい。お答えいたします。今回災害の被災箇所の調査については国土交通省からのテックホースの派遣等もありまして、大分早いペースで進めさせていただいております。農業農地関係の災害についてですけれども、今回第4号の補正予算で測量設計のほうの予算要求をさせていただいておりますが。早急に発注して設計のほうの手続きに入りたいと。できるだけ箇所数相当数あるわけですけれども、できるだけ来年度の農業に支障がでないような方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。それから最後にありましたわらごみの関係につきましては、現在農水省からの通知等もございまして、担当課のほうで早速処分の方法につきまして、手続き取らせていただいておりますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。町営住宅の一時使用の件につきましては、住んでいる方の実情、内容等ももう一度確認させていただいて、今後の補修をして本当にその場所に住んでいただくのがいいのか、あるいは仮設住宅に移っていただくほうがいいのか、そういったことを踏まえながら対応してまいりたいと思います。また、いろいろな支援につきましては、できるものにつきましては国に要望して、しっかり

とした支援をしていただくというような方向で考えております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。周知につきましては、ホームページや防災無線、避難所へのアナウンスを本日から行いたいと思います。議員御指摘のような案件につきましては、内容を確認いたしまして、被災者の方の都合なども勘案しながら個々に対応したいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。県の応急仮設住宅の申込につきましては、27日までに取りまとめを終え、41戸のですね、41世帯の申込がありまして、翌28日の日に県のほうに建設要請をいたしました。翌日、きのうでございましたけれども県の震災援護課、県の住宅課がまいりまして、詳細な建設に向けた打ち合せを行ってございます。町のほうといたしましても県の予定どおりですね、11月末には入居できるように建設を進めてくれということで強く要請、要望をしたところでございます。今現在避難所に入所されている世帯が約二十数世帯ございますが、その方々につきましては、県の仮設住宅に入る方、あるいはみなし仮設、賃貸アパートに入る方、そして、自宅に戻りたいというふうな希望の方それぞれでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長いいですか。千葉参事どっち。簡単に構想。直接専決処分に関係することではないので、簡潔に願いたいと思います。はい。町長。

町長（田中 学君） 21日の夜でしたが、中粕川地区と土手崎、三十丁の主な方々に中粕川の公民館に寄っていただいて町の考えの一端をお示しを申し上げたところでございます。ただ、それはあくまでもたたき台としての内容で、何も我々が手ぶらで皆さん今後どうしますかというスタイルでお聞きするよりも今後の吉田川、あの吉田川がある以上、このような水害は、いつ、どこで発生するかわからない今の地球の温暖化というこの名のもとに、ますます巨大な水害が発生する可能性のある地域だからどのような皆さんお考えなのか。復旧する前に皆さんが復旧費を掛ける前に本当の、ここで暮らす考え方の考えを聞く必要があるのではないかとということでお邪魔をさせていただいて、その後に全体の皆さんと懇談をする機会を設けますので、きょうは我々の考えを聞いていただきたいということでお邪魔をしたのが、21日の夜でした。土手崎、三十丁も一緒に入ってもらいました。ただ、我々が申し上げたのは、あくまでも

移転するとかしないとかそういうことは町としては押し付けでも何でもございませぬので、皆さんの意思をまとめてどのような当地区が考える人がこれだけいるのだというのを早く知る必要があると。そうでないと、国、県に申し上げる材料がないのでは困るということから始まったものでございまして、今地域の皆さんの考えが、この間の懇談会でいろんなお話しがでましたが、今度は一人ひとり対面でアンケートを取ることのできたアンケート、ペーパーを配るだけではなくて直接お会いして聞き込みをするというそういう作業に入ることのできるだけ早くその作業を終わりたいということで今そのペーパーなるものが準備できましたので、来月に入りましたら、調査に入りたいということでございます。皆さんの考えがどこにあるのかということを知るためのアンケート調査でございますので、それをもって今後の中粕川、土手崎、三十丁の在り方を考えてまいりたいということでもあります。

議長（石川良彦君） はい。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） あの、総務課長に苦言を申し上げたいのですが、いわゆる水に強いね。水に強いというか堤防の決壊、いわゆるあれは今回大雨が降ったからということでももちろんその状況も否定するわけではないのですが、やはり以前からですね。決壊するのに一番あの辺が危ないよと。しばらく前から中粕川の前区長さんからも強く言われました。何回も国土交通省にも言っているのだと。その結果がこれではないかと。これはいわゆる今回これだけの被害を受けてね。一部でも町からのあるいは住民の負担があるということになれば、これは人災ですから人災という私の認識からすれば被害を受けた方々にはゼロよりもゼロどころかかえって悔やみを申し上げて、以上のことをする必要があるというくらいの気持ちを持っていますよ。人災に私は、あれは近い今回の災害だったと。そのことについてですね、もっともっと強く働きかけるべきだと。町長は今回の集団移転の話を何も示さないよりは何かあったほうが良いということでそれを持って国、県にも働きかけていくという話をされましたが、それよりももっと急がれるのは、水に強い町、水に強い堤防を作るということを国土交通省に強く働きかけてそこに暮らす方が安心して暮らせるような基礎をつくることこそが今急がれるものだと。それよりも集団移転で云々よりは私はずっとそっちのほうが優先されると思うのです。そういう点で、もう一度町長、住民の声、住民に寄り添うまちづくりを考えた場合には、地域が安心して暮らせる、そういう堤防を作る、作り替える、そのことを強くもとめるべきだと国に対して、

私は思うのですが、町長の見解を求めます。

それからわらごみの処理についてですね、今、地域整備課長、どっちですか。いわゆるこのわらごみの処理について話がありましたが。参事ですか。これね。具体的にあのわらごみをどのような形でいわゆる協力してもらおう、査定前仕事が許可になったとしてもどのようにしてそれを費用として面倒を見てもらえるのか。その辺具体的な提示しないとなかなか今地域でこの春を待つ農民の働きかけをお願いするにしてもですよ。なかなか動きづらいとそういう点で速やかに、例えば軽トラック1台、このぐらい重量に則って運んだ場合いくらとか、人足出た場合いくらとか、具体的な数字を示して地域の方々をお願いすることが一番の私は速やかな処理に結びつくのではないかと。確かに宮城県なりあるいは全国津々浦々で今回の19号の被害がある中で、公共事業、あるいは業者をお願いしてもなかなか進まないのが私は見えているような感じがします。そういう点では協力をもらえるところはやはり地元の方々にも協力をお願いして、速やかに仕事を進めるといってもその辺の費用について、具体的に早く、国、県の方向づけをこちらから取ってですね、そして地域に示していくということが急がれるのではないかと思います。その辺の所見を伺いたいと思います。ぜひその辺の速さを今回は、この臨時会を機会にですね、ぜひ腰をさらに大変な、本当に職員、町が一丸となって頑張ってもらっていることについては感謝申し上げる次第でございますが。なおさらその辺の速やかな対応をさらに求めたいと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 始めに答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。稲わらの処理につきましてでございますが、先日、月曜日になりますけれども、国のほうでですね、農水省のほうで会議のほうがございまして、事業の説明がございました。その説明を受けまして、制度設計ということになりますけれども、そちらはまだ詳細に詰められていないという部分はございますが、今後確認しながらということにはなりますけれども、今週の金曜日、11月1日ということになります。地区の代表の皆様を集めまして、今後の稲わらの処理の方針につきまして、説明会を開催させていただきながら御協力をいただければと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田川の堤防危険箇所につきましては、先ほど総務課長がお話しした内容で、私も就任してまだ間もないのですが。就任したそ

の年にも国交省の本庁の方々と東京でこの箇所のことについて、お話ししました。そしたら次の日、東北地方整備局にその問題が提起されて現地に私も一緒に調査に入ったところでございます。あの河川については、絶対安心してこの中粕川地区が生活できるという保障は、私はないというふうに思います。思います。どれだけじゃ、強靱な堤防にしていくかは、私はわかりませんが、そんなことを国と我々がいくら話をしても今決壊したあの箇所については、十分な強度のある仮設でございますけれども、復旧したと。あれに今後全部取ってどういうふうにするかわかりませんが、一応、議員がおっしゃるような内容で国交省にお話しすることはやぶさかではございませんが。それよりも国交省と私が張り合ってもどうしようもない。それよりも如何にして地域住民の今後の暮らしの在り方が、町民自身がどう考えているかによって我々はそれに対応しなければならないというふうに思います。この温暖化というこれを我々は計り知れないものがある。川がなければ何も問題がないのですよ。川のない所に生活するのであれば何も問題がない。ところが今まで何遍となく水害に遭ってここまで来ているあの粕川地区の皆さんが、本当に考えた人達はもう既に、あの地域から離れている。そういう個人に負担を掛けることになって、この際だから皆でこの地域をどう考えるかを考えましょうやと。こう呼びかけているのであって。それは別にして、ただ、国交省にその約束を取り付ければそれでいいという話でいいのか。ということになれば私はそうではないと思いますので、千葉議員のその考え方を国交省に話を通して国交省がどれだけ我々が満足するような強靱な堤防にするかわかりません。だからこの場で暮らすことが皆さんはどうなのですかという調査を今しようとしている。それは、やらなくてもいい。

議長（石川良彦君） 同じような答弁ですから簡潔にまとめてください。

今、答弁中であります。

町長（田中 学君） 絶対安心だという堤防はどういうものなのか、あなたが示してくださいよ。それ私が持っていく。私の理解はそういう堤防はないよと、こう言っているのであって、全体安心して生活できる堤防なんていうのは日本全国恐らくないというふうに思います。ですから今、自らどういう対策を講じなくてはならないのかということを経験で考える以外ないというふうに私は思います。でなければ、どんどん我々に提案していただきたいというふうに思いますね。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。3番赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） 1 週間前の議員全員協議会において、なぜ、自衛隊派遣をしなかったのかという意見を出しました。そうしたときに町長のほうから人命救助が最優先なのだということを言われまして、民生費の工事請負費の中の避難所整備等工事にも含まれるのかなと思うのですけれども、避難所を設営したときに、フラップ大郷 21 に行ったときになぜそういう支援をしなかったのかももう一度この場で答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。自衛隊につきましては、人命救助に関わる部分でのみの派遣ということですね。本町の復旧、復興については支援対象外というふうなことでございましたので、改めた要請は、当初はしなかったわけでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） その中で、私のほうにですね、ちょっと自衛隊のほうから電話が来まして、なぜ要請しないのですかと。そういう事情で要請しませんと。次の日に自衛隊が役場のほうに、その前に来ているみたいだったのですけれども、要請を県のほうにもう一度していただいているかどうかということをお聞きしたところ、自衛隊は来ておりますと。でも要請はしておりませんと。では、もう一回要請してくださいという話の中で要請して、次の日から自衛隊が災害派遣要請で、災害復興支援ということで、支援できますよということが言われましたが。その後どういう支援を今やられているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） いろいろとありがとうございます。10 月 26、27 日と川内地区において河川の支障木、流木の除却作業を一生懸命やりました。その後きのう、きょうとですね、土手崎、三十丁地域におきまして、主に、道路、河川、小水路等に堆積してございます、災害ごみの除却運搬作業のほうをしていただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） そんな中で、私が総務課長のほうにお風呂に支援とか食事の支援とか自衛隊のほうでもできますよと申し上げましたけれども、やはり避難されている方は、夢実の国に今はただで行かれていますのですけれども、食事なんかも温かい食事をいただきたいということが本音だと思います。そんな中で、できればそういう支援も頭の中に入れてもらって避難している方が癒されるような支援をしていただきたいなど

思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） はい。お答えいたします。入浴につきましては、自衛隊ほうの簡易なお風呂よりはですね、地元の日帰り温泉がございまずので、そちらのほうでゆっくりと疲れた身体を癒していただきたいと思っております。もう1点、自衛隊による温食の提供につきましては、自衛隊が派遣、町のほうに来ていただきまして、そのことについても協議、申し入れのほうをさせていただきましたが、自衛隊のほうの見解といたしましては、電気、水道等ライフラインが大郷町はもう既に回復してございます。そういった中でですね、自衛隊が温食を提供するという緊急的な状況ではないので、それについてはですね、その要請にはお応えすることはでき兼ねるといふような回答をいただいております。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほどの千葉議員の延長になると思うのですが。私も今回決壊した場所は人災だなど私も思っているわけでございます。そこを踏まえまして、先ほどの町長の話によりますと。堤防はいくらやっても無駄なのだという話に聞こえました。それよりも移転しましょうと。その考えはわかります。しかしながら、移転しても、移転してもですね。やはり先ほども出ましたが、農地があるいはまた、どうしてもその場所に残りたいという方もいるわけでございますので、やはり堤防も移転も並行して進まなければならないと私は考えますが、その辺についてどのように考えているのかお聞きしておきたいと思っております。

あとは、災害ごみの処理についてですが、最初は大松沢の社会教育センターに集まったわけですがけれども、現在もあそこを通るたび山となったごみを見るたびにこれで大丈夫なのかなという感じで毎日通っております。それで多分焼却処分されていると思うのですが、そのいつになったらあのごみがなくなるのか。その大体の予定はどうなっているのか。これから冬に向かって涼しくはなってきたはいるのですが、やはり異臭、臭いやら、あるいはハエの発生、あるいは聞くところによりますと火災発生も災害ごみ置き場で発生したということをお聞きしておりますが、その辺の対策はどうなっているのかお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。始めに町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。今大松沢の仮置き場につきましては、大和町でも同じように被災のごみがあることから環境管理センタ

一のほうに週替わりで、今週は大郷町、来週は大和町という形で1日10トンを目安に、まず可燃物のほうから搬出のほうを進めているところでございます。なお、全体の撤去が完了する日程につきましては、まだ詳しい日程のほうが出ていないのが現実でございます。防災的な見地からも山の高さを低くするなどしまして、火の出ない工夫のほうを取ってまいりたいなというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員が心配されている内容については、今国交省では仮復旧が終わって、急いで、本復旧をするということでございますので、決壊箇所については、速やかに本復旧をするということですが、あの吉田川の堤防を如何にして強靱化するかということになりますと、これは我々が思っているような堤防の強さにはなかなかならないであろうと。もしあそこで今後も住むとすれば、今の既存の堤防から越水した水をどこにもっていくかということになりますと、もう一本堤防を築かなくてはならないというのが、物理的に、多分我々が要請するということになればそういう堤防を作らなければ私はあの地域の安全というものは確保できないというふうに思います。そういうことを思うと果たして、皆さんが、今ここで、今までみたいな復旧復興で個々に見舞金をいただいて、それで、保険適用して復旧したという前に何かを我々は提案しなければならぬのではないのかということで提案をしたということでございますので、もう少し、地元の皆さんの意識がどこにあるのか私はわからない。だからわかるようにするためにあの方法をとったと、こういうことありますので、もし、ここに住むのだということになれば、私はあの穀倉地帯も守らなくてはならない。それには今の堤防だけでは守りきれないからもう一本、お寺さんのあの、あれも移転してもらって、もう一本堤防を築かなければ越水した水は流せないという、構造的にそういうものを考えなければ駄目ではないかということを庁内では議論しているのですけれども、まだそれははっきりとした見解が出ておりませんので、まず、いずれにしても地元の皆さんがどれだけあそこに愛着を持ってここに住むんだということになれば、住むだけの内容を私は町のほうから提案しなければならぬのではないかというふうに思いますので、国交省だけをお願いするだけではなくて、我々の考えも十分今度は受け入れてもらえるような内容にしてまいりたいという思いで今いるところであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） そのような話をしていただければ、私のほうとしてもある程度納得はできますよ。堤防ももう一つつけて云々という話をしてもらえば。ただ先ほどの答弁ですと何かこうえらい冷たいような答弁だったものでしたので、私もちょっと違うのではないかなと思ってお伺いした訳ですので、もしそういう考えがあって、そのような方向で進むのであれば、議会としてもそれは協力してずっともっていくということは当然でございますので、ぜひそういうことに関しての実現を目指してほしいと思います。あと、ごみに関してですね。あそこは住宅が 100 メートルもないところにあるわけでございますよね。民家があそこ、やはりそういう方のことも考えれば、目安として、もう 1 カ月としてなくなりますよ、2 カ月でなくなりますよということはある程度 1 日 10 トン、週いくらでこう計算できると思うので、その辺の数字、忙しいだろうとは思いますが、私は出しておかなければ親切味がないと思います。

議長（石川良彦君） 傍聴の方に申し上げます。静粛に願います。

13 番（若生 寛君） その辺、なんとか目安だけでも出していただくようお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。議員御指摘のとおり目安、そういったもの、近隣の住民にしてみれば大切なものと考えますので、早めにごその目安が出せるように関係各所と調整を図ってまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） あの、二重堤防については、それを本当にやろうとすれば移転しなければならない、そういう作業も出てくる。ですから、今我々が地域住民の皆さんの意思がどこになるのかをまず知る必要があると。知らなければ何もできないということでもあります。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2 番佐藤 牧議員。

2 番（佐藤 牧君） 先ほどからの粕川地区の移転の案についてのことなのですが、一番初めに千葉議員さんがおっしゃっていた、あその場所に今までの思い入れとか、とてもかけがえのない思いを持ってそこに暮らしてきた方々の気持ちというものがあるということもすごく大事な住民の方々の意見を反映していると思います。と同時に町長がおっしゃっているあの場所から少しでも早く、次の災害を意識すればするほど一刻も早く移転をしなければならないというふうな考え方も当然住民の方々にあってそれもととても大事な住民の気持ちを代弁しているものだと思います。

います。これは両者、ずっと両方ともとても大事な意見だと思います。その上で、若生議員がおっしゃっていた堤防のこととそれから移転のこととこれを同時に進めていく必要があると。これは、私は御最も。正しくそのとおりに思っております。そこで私たちが間違えないようにこれから先のことを考えたときに気を付けなければならないと思ったのが、強い思いとそれから住民の方々の気持ちというのはとても大事、これはまず一番大事にしなければならないと思うのですけれども。それと同時に専門家の方々、粕川地区の公民館で御説明をしていただいたときに、参事の方から東北大の先生から言われているのだけれどもということで、堤防の強化だけでも駄目だし、移転だけでも駄目だし、というふうな御意見をいただいているということがありましたので、そういうことも含めてぜひ専門家の方の御意見なども踏まえながら、執行部の方々にしては一刻も早くと。とにかく人命の被害がなかったというのは、今回の台風の中でもとても全国的にも評価されているところというふうに思っております。なので、このためにも。今後のことのためにもぜひ専門家の方々の御意見を踏まえながらというふうなことを思っております。そのことについて御意見を伺いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。千葉参事。

参事（特命）（千葉伸吾君） お答えいたします。種々総合的に検討してというふうなお答えしかできないのですが、そのような方向で考えてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣議員。

11番（石垣正博君） 前に話が出た件の関連でございます。一つは仮設住宅の、またみなし仮設か、期限というものが2カ年という期限があるということですが、今の現状から見ると大変な状況だなと。2カ年で果たしてそこを出られるのかどうかということにもなるわけですが、その辺の対応、仮設住宅の今後の対応、どのように考えているのか、一つと。それから災害ごみ、出ましたけれども、川内の災害ごみのときにこの現状を見た時点で、20台、30台の軽トラックが列を作っている。そして、2時間、3時間待ちの災害ごみの処理ということで、いらいらしている方が相当多かったと。そういうことを見るとやはり災害ごみの設置場所、仮置き場というものはやはり数箇所当初から設置すべきではなかったのかと。そのように思いますが、お聞き申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） はい。仮設住宅、みなし住宅の退去期限は入居して

から2年間というふうなことで国、県から示されてございます。それまで2年間の間に自己再建をしていただいて、それぞれの住宅を出ていただくというのが今現在の国、県の方針ではございます。その実際、仮設住宅を建設するのは県となりますけれども、町といたしましてはなるべく住民の心に寄り添ってですね、そういったことについて、ぜひ2年ではなかなか無理だというふうな、それぞれの家庭の御事情もあると思いますので、そういったところは強く、国、県のほうにですね、要望していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。10月の23日から仮置き場のほうを川内のほうに移転いたしました。先週までは確かに混雑はございましたが、今週に入りまして、かなり台数のほうも減ってきており、並ぶということは、今はほぼない状態でございます。仮置き場につきましては、今回のようなことがありまして、今後数箇所議員さんの御指摘のとおり数箇所事前に検討しておくということが必要ではないかと考えております。

議長（石川良彦君） 石垣議員。

11番（石垣正博君） みなし仮設、または、仮設については、非常に心配している方も大勢おりますので、しっかりと対応お願いしたいと思っております。災害ごみについてはですね、ちょっとこれもお聞きしておきたいのですが、環境センターで、燃えるごみじゃないか、木くずが焼却されるということでございますけれども、3.11の際に中間処理とか災害ごみについてそういうのが記憶あるのですが、その辺、最終処分が何といいますか、そこなのか。そこで終わりなのか、残っているものはいろいろなごみがあるように思えるのですが、その一連のサイクルについてお聞き申し上げておきたい。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。今の災害ごみにつきましては、現場のほうで分別を行い、木材などにつきましては、破砕機を用いまして細かく砕いたあとに環境管理センターのほうに運ぶというふうな手はずになっております。なお、震災のときには、東日本大震災のときには、一部ごみが一般廃棄物ではなく産業廃棄物というふうな認定されたことから今回も産業廃棄物というふうに認定がなされれば地域以外への搬出も可能になってきますので、そちらのほうにつきましても県、国のほうへ働きかけを今後行っていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） この国のほうから求められていると思いますが、災害廃棄物の処理計画、これをしっかりと計画を作っておく。おけば先ほどの仮置き場についても、がれきの処理についてもしっかりとした計画のもとにやれると思います。そんなことで今の求められている計画というものを本町ではその計画が作っておられるのか。もし、ないとするならばやはりこういうものも今回を教訓にしっかりと作っておくべきだと思いますが、その辺をお伺いして終わります。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。その計画につきましては、現在のところ災害関係としては作っているものはございませんが、議員御指摘のとおり必要なものであると考えておるものでございますから、県のほうとも協議しながらそちらの作成等も検討してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。 1 番吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 吉田耕大です。今、吉田川が決壊、中粕川地区なのですけれども、今、中粕川地区が決壊したのですけれども、そこが決壊しなかった場合、ほかにも決壊する可能性がある箇所が何箇所あるのか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 答弁いたします。ほかにも決壊が予想される箇所というものはですね、国交省のほうでも指摘してございませんので、即答はしかねるところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。 1 番吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そういうことであれば、吉田川の決壊した場所を補強していただいて強くすればほかの箇所。土手崎、三十丁に関わらず、丸山、鶉崎地区もどうするべきか。そうですね、何箇所もあるのでどうするのか。やはりこういう被災者へは補助金だったりとか、出ると思うので、やはり町と町民と話し合っって今後決めていっていただきたいと思うのですけれども、そのことについてどうお考えかをお願いします。

議長（石川良彦君） はい、総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） はい、お答えいたします。今回の 400 ミリ近い水位によってこのような水害が発生したということは、町も県も国も冠水状況も越水状況も把握しているところでございますので、これを踏まえまして、より安心、安全な堤防づくりに向けてですね、強く国、県のほう

に働きかけをしてまいりたいと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後 12時00分 休憩

午後 1時00分 開議

日程第4 認定第6号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、認定第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 14ページをお開き願います。承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

地方地自法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

次ページになります。

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和元年度 大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年 10 月 13 日専決

大郷町長 田中 学

次ページをお開き願います。

専決第 6 号

令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,672 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 10 月 13 日専決

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、令和元年 10 月 12 日発生 of 台風第 19 号により被災を受けた公共下水道施設の応急復旧費を計上いたしました。なお、緊急を要することから 10 月 13 日付けで専決処分を行ったものです。

次ページになります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。第 4 款繰入金、第 1 項他会計繰入金 100 万円の増額は、歳出増に伴い必要な金額について、一般会計からの繰り入れを増額するものです。歳入合計で補正額 100 万円を増額し、2 億 3,672 万 6,000 円とするものです。

次ページをお開き願います。

歳出です。第 1 款下水道事業費第 4 項下水道災害復旧費、100 万円の増額は、マンホールポンプ制御盤修繕工事の実施によるものです。歳出

合計で補正額100万円を増額し、2億3,672万6,000円とするものです。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、承認第6号につきまして、事項別明細書をごらんいただき御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。よろしくお祈りいたします。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 認定第7号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第5、認定第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 23ページをお開き願います。承認第7号につきまして御説明申し上げます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

地方地自法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

次ページをお開き願います。

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和元年度 大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年10月13日専決

大郷町長 田中 学

次ページになります。

専決第7号

令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,802万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月13日専決

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、令和元年10月12日発生の台風第19号により被災を受けた農業集落排水施設の応急復旧費を計上いたしました。なお、緊急を要することから10月13日付けで専決処分を行ったものです。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。第4款県支出金第2項県補助金840万円の増額は、マンホールポンプの制御盤等の災害復旧に伴う県補助金です。第5款繰入金第1項他会計繰入金、3,760万円の増額は歳出増に伴い必要な金額について、一般会計からの繰り入れを増額するものです。歳入合計で補正額4,600万円を増額し、1億1,802万8,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。第1款農業集落排水事業費第4項農業集落排水施設災害復旧費、4,600万円の増額は、マンホールからの汚泥引き抜き、高圧洗浄による管渠の清掃、管渠などの修繕、マンホールポンプ制御盤修繕工事の実施によるものです。歳出合計で補正額4,600万円を増額し、1億1,802万8,000円とするものです。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、承認第7号につきまして、事項別明細書をごらんいただき御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほども議員全員協議会で確認いたしました。もう一度お聞きしておきたいと思えます。農業集落排水施設災害復旧工事について、どの程度進んでいるのか。先ほどは中粕川、土手崎、三十丁地区も希望者に対しては利用ができるようになったという説明でございましたが、それでいいのか確認を含めてお願いしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。農業集落排水事業区域全体におきまして、粕川の槽川寺の後ろにあります、マンホールポンプ1カ所が稼働できていない状況でございまして、それ以外につきましてはすべて処理できるということで現在のところ進めております。なお、流入等につきまして、不具合が生じましたら順次対応していくところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 当然のことではございますが、再開された方が避難地いわゆるフラップ大郷21に避難していても日中家に帰って、シャワーを浴びたり、お風呂に入ったり、あるいはトイレをしたりということでそういう活用については十分に対応できると理解していいのですね。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。十分に対応できるものでございますが、なお、使用されている方に不具合がございましたら、役場のほうで対応したいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 認定第8号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第6、認定第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 32ページをお開き願います。承認第8号について御説明申し上げます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

地方地自法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

次ページになります。

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和元年度 大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

令和元年10月13日専決

次ページをお開き願います。

専決第 8 号

令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 90 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,588 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 10 月 13 日専決

大郷町長 田中 学

今回の補正につきましては、令和元年 10 月 12 日発生 of 台風第 19 号により被災を受けた町管理の合併浄化槽の応急復旧費を計上いたしました。なお、緊急を要することから 10 月 13 日付けで専決処分を行ったものです。

次ページになります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。第 4 款繰入金第 1 項他会計繰入金 90 万円の増額は、歳出増に伴い必要な金額について、一般会計からの繰り入れを増額するものです。歳入合計で補正額 90 万円を増額し、6,588 万 1,000 円とするものです。

次ページをお開き願います。

歳出です。第 1 款合併浄化槽事業費第 3 項合併浄化槽災害復旧費、90 万円の増額は、冠水に伴う、浄化槽への流入土砂等の撤去のための清掃の実施によるものです。歳出合計で補正額 90 万円を増額し、6,588 万 1,000 円とするものです。

以上で、承認第 8 号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、承認第 8 号につきまして、事項別明細書をごらんいただき御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 認定第9号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第7、認定第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 41ページをお開き願います。承認第9号につきまして御説明申し上げます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

地方地自法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

次ページをお開き願います。

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

令和元年度 大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

令和元年 10 月 13 日専決

大郷町長 田中 学

次ページになります。

専決第 9 号

令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和元年度大郷町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第 1 条 令和元年度大郷町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益支出の予定額を次のとおり補正する。

今回の補正につきましては、令和元年 10 月 12 日発生 of 台風第 19 号災害により被災を受けた水道管などの応急復旧費を計上いたしました。なお、緊急を要することから 10 月 13 日付けで専決処分を行ったものです。

支出です。第 1 款水道事業費用を 1,950 万円増額し、2 億 4,516 万円とするものです。

第 1 項営業費用同額につきましては、配水本管修理、漏水箇所 of 修理、給水管 of 修理によるものです。

以上で、承認第 9 号 of 説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、承認第 9 号につきましては、補正予算説明書をごらんいただき御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由 of 説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） 今回、応急措置ということでいろんな修理等々あったわけですが、この修理等に関しまして、単価についてですね、平常時と今回の異常時で単価に違いがあるものなのかその辺をお伺ひしておきます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。修理 of 単価 of 件につきましては、平常時と全く変わりはございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第8、同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 45ページをごらんいただきたいと思います。

同意3号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字李沢屋敷 34 番地

氏 名 武藤 浩道

生年月日 昭和 30 年 4 月 3 日

令和元年 10 月 30 日提出

大郷町長 田中 学

次のページに経歴書に記載してございますが、ごらんをいただき御同意を賜りますようお願い申し上げます。提出理由といたします。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番(大友三男君) 先ほどの全員協議会の中でも御説明ありましたが、再度確認する意味でも質問したいと思います。ことし3月議会で副町長不在のため副町長と同じ仕事をしてもらうためと。職員の6級制度から7級制度に移行して、総務課長、参事、特命参事の3名を人選しているながら水害で混乱している状況の中で、一度否決された人物をなぜ再度副町長に提案したのか理由を御説明していただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) この者が、私の理想に町政政治理想に大変長けている人材だというふうに私は認識をしているからであります。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) あの、政治姿勢、町長の政治に、近い人物だということの御答弁なのですけれども、副町長、同じ能力があるとして、参事2名を人選したはずであって、その2名の中から、全協の中では、残間参事が固辞したということできなかつたと。しかしながら、もう一人の特命参事ですけれども、おりますけれども、この方なんかも副町長の能力があるとして、特命参事にしたという説明の経緯があつたはずなのですけれども、この参事の中から副町長を選任してはどうかと思うのですけれども、御答弁願いたいと思います。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) はい。今この大惨事を控えて、職員がいくらでも足りない状況であります。今町から、県のほうに二人の職員を出向に出しておりますが、先日県のほうにこのような事態を乗り切るために本町の職員を返してほしいというお願いをしたところであります。県のほうでもその事情は十分理解するというので、11月中旬には返してもらうということになってございます。そういう中で、今本町の職員不足をカバーする意味でも即戦力として政治に対する参事職の皆さんにおいては政治に参画することができない立場でございますので、私もこれから中央におそらく泊りがけでお願いする機会も多くなってくるというふうに思います。そういうことからして本町の町政に支障の来たさない内容にするためには、即戦力として私の立場から、私が手足として使う信頼のおける人間をお願いするという理念を持ってお願いをしているところでございます。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) 職員が足りない。これはどこの自治体でもそうですけ

れども、3.11のときもそうでしたけれども、各被害のない自治体から応援部隊を派遣するとかそういうことも、今回もそういう者が何名か来ているとお聞きしております。人員が足りないということに関してはいろいろと補充ができる可能性があるとは聞いておりますので、その件はその件として。そうすると参事にした方々が、信頼がおけないという意味合いで今私捉えたのですけれども、これ前例としてお話しをするのも何なのですけれども、前町長のときは、やはり担当の課長、当時は企画財政課だったと思うのですが、その方が、まあ、それぞれの事情があるかとは思いますが、早期退職の形を取って、副町長に選任されたという経緯もあるわけなのですけれども、この参事の方々を選任するときに副町長の仕事ができるのだと。その能力があるのだということで提案された経緯があったものですから、私はその件で今お聞きしたのですけれども、そのほかにもこの財政難の今、6級課長と7級課長の報酬の差も現実問題としてあるわけですから、それも増加している中で、副町長、この上にね、副町長の報酬、今回提案されると思われる424万9,000円これが増額になるものがこの後に提出されると思うのですけれども、こういう報酬の増額になることについて町長はどのようなお考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 特別職の給料がいくら掛かろうが、必要だから私は登用するということです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決とします。

これより、同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番石垣正博議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

す。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。白票の取り扱いについては、議会運営に関する基準 118 の規定により否決とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石垣正博議員及び千葉勇治議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票

うち 有効投票 13 票

無効投票 0 票 です。

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 5 票

以上のおり賛成多数であります。

したがって、同意第 3 号 副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第 9 議案第 55 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第 9、議案第 55 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第 55 号の提案理由を申し上げます。48 ページをお開きください。

議案第 55 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年大郷町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 10 月 30 日提出

大郷町長 田中 学

別紙 49 ページをごらんください。

まず、今回の改正理由を申し上げます。田中町長の公約であります、新たな財源確保の一端といたしまして、今後の子育て支援事業などの経費の一部に副町長給料の 10% を削減した財源を充当するものであり、減額期間は、現町長任期終了までとするものでございます。

なお、現在町長給料を 50%、教育長給料を 10% 削減してございます。

条例の附則といたしまして副町長の受ける給料は令和元年 11 月 1 日から令和 3 年 9 月 6 日までの分に限り 100 分の 10 を乗じた得た額を減じて支給すると定めるものでございます。同じく附則といたしまして、この条例は令和元年 11 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 55 号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） ただいま、副町長の人事、可決されたわけでございますが、副町長本人の確認もなく、こういう条例の一部改正というのはちょっと時期的に早いのではないかと思うのですが、その辺どのような考えでこういう条例の一部改正を提案されたのか説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 武藤氏には、この災害が発生して何日後かに今自分の置

かれています立場をお話し申し上げ、この大郷町が危機的な状況から一日も早く乗り越えていくために、あなたの力を借りたいというお話しを申し上げたときに、条件としては何かあるのですかというので、教育長も今 10%カットしているし、あなたにも 10%の給与削減を協力していただきたいというお願いを申し上げ、もし御同意いただいたのならばそのような内容で報酬を設定させていただくというお話しを申し上げておりますので、このことを申し上げれば理解されるものというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 今回の関連になるわけですが、本来議案として提案する中で、今回の前の議案が、いわゆる同意議案がですね、可決されるか否決されるわからない中で、あえてこの今提案された議案第 55 号の本日の議会に対する説明についてはちょっとあまりにも早すぎるというよりも準備がなされていないのではないかという感じが私はします。本来、一日でも二日でも経って、あるいは一日にもですね、専決処分でもいいですからそういうことで提案されるのであればわかるのですが、同じ日に同じものを出すということは、否決されたらこれはどのような取り扱いになるのですか。どうなのですか、おかしいのではないですか。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） それだけ急いでいるからであります。

議長（石川良彦君） 否決された場合ということで、次に答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。この同意案件がですね、仮に否決された場合につきましては、議会の会議規則第 18 条の規定に基づき、本議案を議長のほうに申し上げ、撤回させていただくものと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 55 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関

する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第56号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第56号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは議案第56号について提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書2ページ目をお開き願います。

議案第56号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度大郷町の一般会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,326万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,780万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算ですが、台風19号による公共土木施設等の災害復旧関連経費、避難所等の災害救助費、災害ごみ処理費、副町長並びに幹部職員特別勤務手当の人件費等に係る予算について計上したものでございます。歳入では、災害廃棄物処理、稲わら処理に係る補助金、公共土木施設、農林水産施設査定設計等に係る補助金についての補正予算を計上しております。また、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。第15款国庫支出金第2項国庫補助金、5,276万8,000

円の増額補正です。災害廃棄物処理費並びに公共土木施設災害復旧事業査定設計に係る国庫補助金です。第16款県支出金第2項県補助金、4,330万円の増額補正です。稲わら処理費並びに農林水産施設災害復旧事業査定設計に係る県補助金です。第19款繰入金第1項基金繰入金3億6,719万2,000円の増額補正です。災害復旧事業等に係る財源としての財政調整基金の繰入です。歳入補正額合計4億6,326万円です。

続きまして、4ページをごらんいただきます。

歳出です。第2款総務費第1項総務管理費424万9,000円の増額補正です。副町長の選任に伴う人件費の調整です。第3款民生費第3項災害救助費1,392万5,000円の増額補正です。避難所に係る経費並びに地区の災害対応拠点施設である分館が床上浸水被害に遭い、緊急対応等の自治活動に支障があることから施設の応急復旧経費の一部を支援するものなどでございます。第4款衛生費第3項清掃費1億588万9,000円の増額補正です。稲わらを含む災害廃棄物処理に係る経費でございます。第5款農林水産業費第1項農業費440万円の増額補正です。農業集落排水施設の災害復旧に係る農集排特別会計繰出金です。第7款土木費第1項土木管理費149万7,000円の増額補正です。地域整備課所管の公用車購入に係る経費です。第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費2億5,300万円の増額補正です。道路河川92カ所の国の災害復旧対象施設の測量設計業務です。第3項農林水産施設災害復旧費8,030万円の増額補正です。水路溜池、21カ所の国の災害復旧対象施設の測量設計業務です。歳出補正額合計4億6,326万円です。

以上、補正前の予算額54億5,454万1,000円に歳入歳出とも4億6,326万円追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ59億1,780万1,000円とするものです。一般会計補正予算につきましては以上の内容です。

以上で、議案第56号につきまして、提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） ページ数で7ページ、補正予算書の7ページの繰入金、財政調整基金関係なのですが、今回の補正と専決処分された補正の関係で、財政調整基金から合わせると8億5,291万円という数字が繰り出しされているのですが。もともとことし5月末でこの財政調整基金は、8億5,291万円ほどあったものが、現在この繰り出し、財政調整基金から

の繰出金総額を差し引くと現在 10 月で私の計算が間違っていなければ 2 億 2,400 万円ぐらいしか残金が残っていない状況にあると思うのですけれども、これ、今後は災害復旧対策費が増加したときにどのように財源確保をするおつもりなのかちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今回の災害の部分で国、県の補助金昨日激甚災害に指定されましたけれども、その財源等につきまして、まだ正式に国からの詳しい内容が来てございませんので、今後それを来た段階で精査し、今後の補正予算時にその予算の組み換えをし、対応していきたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。大友三男議員、先ほど、専決処分と今回の補正併せて、8 億いくらと言っていたのですが、約 6 億 2,000 万ぐらいだと思うのですが。

4 番（大友三男君） ごめんなさい。8 億 5,000 万というのは 5 月末の財政調整基金の残高です。6 億 2,000 万です。

議長（石川良彦君） そういうことで 6 億 2,000 万円ということで話を続けてください。

4 番（大友三男君） どうも失礼いたしました。今回合わせると 6 億 2,136 万 6,000 円という数字で訂正いたします。そういうわけでまだ国から来るお金が確定していないというような御説明の中なのですけれども、これ、今後またすぐ災害が起きる可能性がないわけではないわけですよ。まだ台風シーズンが終わったわけではないので、そういう中で、また災害が発生したときの財源というものを、この財政調整基金が 2 億しか残っていない中で、大丈夫なのですかということなのですよ。これをもし何かあったときはどのような財源対策をするのかということをお聞きしたかったのですけれども。仮定の話で申し訳ないのですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほども答弁しましたとおり、国の激甚災害に指定になってございまして、補助率等も内閣府で示された部分がございまして。その詳細がまだ、来てございませんので、その詳細で制度設計が確定次第ですね、その辺で対応させていただきたいというふうに思っております。従いまして、現在財政調整基金、今回の補正額合計しますと、補正後の予算額が 9 億 5,000 万円ほどとなってございまして、その分今度は歳入分国、県の補助金等が入ってきますし、特別交付税のほうも入

って来る見込みとなつてございますので、その辺で入って来る見込みがたった段階で財政調整基金のほうは減額し調整をしていくと考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） 今回の答弁中々私の頭では理解できないというか納得できないのですがね。その答弁しかできないと思うのでそれはそれとして、これ、今後来年度予算何かも組む時期に入っているはずなのですけれども、これどのようにして来年度の財源確保とかそういうものをお考えになっているのか、もうそういうものも今回の災害対策も含めながらの来年度の予算とも並行してやっていかなければ来年度大変になると思うのですけれども、その辺に対してどのようにお考えになっているのか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の災害につきましては甚大な影響、町の財源も大分使うものでございまして。来年度の予算編成に今後入っていくわけですが、今回の災害の、まずは復旧復興が第一義だと思われまので、来年度以降はそれらを第一義とし、そのほかの部門で削減できるものは削減し、それぞれの事業抑制なりをしていかないとこの町が継続してできない部分がございまして。それらをまず復旧復興を第一としてその後のいろんなハード事業なりはある程度抑制しながらその財源確保をし、何とか財政運営につなげていきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 9 番和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 7 ページの歳入のですね、農林水産業費県補助金で持続的生産強化対策事業補助金として 1,660 万計上されております。この性質といいますか、主旨というかその辺の説明とですね、これが歳出でどの項目に行くのか。要するにこの主旨に乗っかっていなくてね。担当課の説明をお願いしたいと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。今質問がありました、持続的生産強化対策事業補助金、こちらにつきましては農林水産省の補助金ということで示された内容のものでございます。新聞等々、マスコミでも公表されてございますが。1 m³当たり 5,000 円ということでの交付金のものこれを活用した場合の補助金ということで計上してございます。こちらを財源とする支出につきましては、ページのほうがですね、9 ページになります。4 款 3 項 2 目塵芥処理費ということでこちらの災害ご

み処理業務こちらの中に含まれてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 9 ページの災害復旧費について、10 款の公共土木あるいは農業施設。先ほど公共土木では 92 カ所ということでその測量設計を今回予算で見たということでございますが。一応区長さん方をはじめ多くの調査の中でこの数値が出たものと思うのですが。箇所ですか。その後ももし今後いわゆるほろっていたとかチェック漏れがあったという場合にはどの程度までその辺はいわゆる時期的にいつ頃までそれは受けられるのか、調査段階でもう国に申請しからということはないと思うのですが、その辺の若干の猶予はあると思うのですが、その辺どのように考えておられますか。答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。災害の県への報告ではございますが、こちらにつきましては、まだ期限ではございません。地区担のほうから報告をいただきました内容につきまして、ただいま 3 次、4 次の報告もいただいております。そちらの内容につきまして取りまとめを行っております、国災該当であればそちらは当然報告いたします。今後につきましては、できるだけ早くですね、そういった内容のものをいただければ対応したいと思いますが、例えば、拾い忘れというものもあった場合も想定されますが、そういったものにつきましてもいろいろな方法で何とか対応を試みたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 激甚災害に指定されたということは当然国の責任において仕事をするということではございますが、それなりに国の厳しさもまた一方で出て来ると思うのですね。いつそれまで、あるいはいつ頃まで調査しろと。そういう点では早めに情報を掴んでですね、いろんな関係者に流して、実態を掴むということが急がれると思うのですが、その辺について、きのう発令されたということではございますが、とくと前から安倍総理は発令するのに何ら問題ないような状況の発言をされておりましたので、着々と準備をされていたものと思うのですが、その辺の手抜かりのないように今後急いで、実態を掴むべきだと思うのですが、その辺について、どのように対応されておるのか、改めてある程度期日が求められると思うのですが、その辺についても含めてですね、どのようになっているのですか。もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 災害起きまして、先ほど地区担ということで、情報連絡員を各地区へ派遣しまして、それで確認をしました。それで1次、2次、今3次まで終わってございまして、また追加ですね、きょううちの課の職員ですが、区長さんのほうから連絡をいただいて現地調査のほうに出向いているそうでございます。それで現地を確認し、それを取りまとめ、いわゆる地域整備課のほうにですね、現地をいわゆる写真等で説明し、対応をいただいているところでございまして、今後、区長さん方が住民の方からいろいろここも被災しているけれどもどうなのということが、問い合わせが来るかとは思いますが。それは期限がいつまでもということになりますと、今も引き続き、町民の方からの問い合わせ、あの結局区長さんが取りまとめて町のほうに連絡をいただいて、地区担当員が現場を確認し、それを報告受けて、町の地域整備課のほうにつないでいくということになります。期限を付けまして、今のところは未定となっておりますが、国の補助申請もまだ、先ほど地域整備課長も答弁したとおりまだということでございますが、結構これからも出て来るかと思われまますので、その辺につきましても引き続き区長様方にもお願いしまして、もしありましたら早めに御連絡をいただければということで御連絡をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほども申し上げましたが、今回の国の迅速な対応の中で、いわゆる査定前着工制度というものもあるものですから、ぜひこの辺の検討も含めてですね、ぜひ速やかな1日でも早い復旧をぜひ頑張っしてほしいと思うのですが、地域整備課長その辺の窓口となっている一番として答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。その辺につきましては、しっかりと対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 今回の水害によってですね、大松沢に進出しておりました、XXXXXXXXXXあるいはXXXXXXXXXX、2社について、今後どのような形で復旧するのかその辺の見通し。あるいはまた撤退を考えるとかその辺の話はどうなっているのか、その辺の動向をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。XXXXXXXXXXそし

日程第11 議案第57号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第57号 令和元年度大郷町農業集落排水
事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 14ページをお開き願います。

議案第57号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第57号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）。

令和元年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、
次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ660万円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,462万8,000円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ
る。

令和元年10月30日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算につきましては、台風19号による災害復旧に伴うもの
で、歳入は県支出金、繰入金の補正、歳出は測量設計業務委託料の補正
を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。まず、歳入です、第4
款県支出金第2項県補助金220万円の増額につきましては、災害復旧に
伴う補助金の計上によるものです。第5款第1項他会計繰入金440万円
の増額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整に
よるものです。歳入合計で補正額660万円を追加し、1億2,462万8,000
円とするものです。

次ページになります。歳出です。第1款農業集落排水事業費第3項農
業集落排水施設災害復旧費660万円の増額につきましては、マンホール
ポンプ並びに下水道管渠の復旧に伴う災害査定に係る測量設計委託料
の計上によるものです。歳出合計660万円を追加し、1億2,462万8,000
円とするものです。以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3

号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、議案第57号につきまして、事項別明細書をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 19ページの歳入を見ておきますと、県からの補助金は、220万出されているわけですが、国等の補助などの対象にはなり得るものなのか、今後期待していいのかどうか、その辺はどうなっているのですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。項目につきましては、県補助金という形でございますが。これはあくまでも国庫補助金でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 歳出見ると確かに、国、県の国県支出金となっているのですが、歳入の内容を見ると県ということで、ズバリ県になっているのでね。国からも入って来るのであれば、もう少し、今後、今後といいますか、これは、はっきり220万円は県だということで明確に書かっているということは国からのものはないということで今のところ理解していいのではないですか。違うのですか。国から来るのですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。予算の計上上、これは国の補助金なのですが、予算の性質上、これは県補助金ということで、ここで計上したものでございます。（「・・・・」との声あり）そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 57 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）
議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第58号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 21ページをお開き願います。

議案第58号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第58号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）。

令和元年度大郷町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（総則）

第1条 令和元年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出です。第1款水道事業費用を4万4,000円増額し、2億4,520万4,000円とするものです。第1項営業費用、同額につきましては、自動車購入に伴う自動車税並びに保険料の計上によるものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,056万円は当年度分損益勘定留保資金1億349万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額707万円で補てんするものとする。）

支出でございます。第1款資本的支出を154万9,000円増額し、1億4,451万8,000円とするものです。第1項資産購入費の増額につきましては、現在使用しております、公用車が15年以上経過しており、故障により現在使用できない状況にございまして、早急な現場等の対応が必

要であることから、新たに軽自動車を購入するものでございます。

令和元年 10 月 30 日 提出

大郷町長 田中 学

以上で、水道事業会計の補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、議案第 58 号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4 番大友三男議員。

4 番（大友三男君） 関連になるので、ちょっと申し訳ないと思うのですが、被災者の方々が、片付けをするに当たって、相当数の水道、水を使っていると思うんですけれども、水道の料金ですかね、その関係で相当な負担が、本人の方々が負担するとなればあると思うんですが、その件に関して、町としてどのような考えを持っておられるのかちょっとお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。水道の使用につきましてでございますが、検針につきまして、今月中粕川地区につきましては、検針ができませんでした。使用できない期間もございましたことから来月そういったことも加味した料金の対応をしたいと検討してございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 58 号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり

可決されました。

日程第13 委発第5号 災害対策調査特別委員会の設置について
議長（石川良彦君） 次に、日程第13、委発第5号 災害対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長石川壽和議員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 委発第5号

令和元年10月30日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 石川壽和

賛成者

同委員 熱海文義

同委員 赤間茂幸

同委員 石垣正博

同委員 千葉勇治

同委員 若生寛

災害対策調査特別委員会の設置について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

裏面をごらんいただきます。

別紙

災害対策調査特別委員会の設置について

次のとおり、災害対策調査特別委員会を設置する。

記

1. 名称 災害対策調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び大郷町議会委員会条例第4条
3. 目的 令和元年台風19号災害状況調査及び自然災害対策等に関する調査研究
4. 委員の定数 議長を除く全議員13名であります。
5. 調査期間 当該調査終了まで閉会中も調査することができるものとする。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。5番佐藤千加雄議員。

5番（佐藤千加雄君） 目的なんですけれども、令和元年台風19号災害状況調査及び自然災害対策等に関する調査研究となっているのですけれども、災害状況調査というのは役場で執行部の方々がやっておられると思います。それで、一番最初名称にある災害対策調査と目的を変えたほうが私はいいと思うんですけれども。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 申し訳ございません。もう一度お願ひします。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

5番（佐藤千加雄君） 目的がですね、令和元年台風19号災害状況調査及び自然災害対策等に関する調査研究となっているのですけれども、災害状況調査を議会の特別委員会でやるということは大変難しいと思いますので、災害対策調査、災害状況調査を災害対策調査に変えたほうがいいのではとないかなと思ったのですけれども、見解をお願ひします。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 聞き取りも状況調査という捉え方でございます。議会で自ら調査もあるでしょうし、町側のほうから状況を聞き取りするのも調査という捉え方でこの文言にいたしました。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

5番（佐藤千加雄君） それは大変いいことだと思います。それでは、今町が一生懸命ですね、状況調査をやっている状態でありますので、その辺加味して、委員会を行っていただきたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 質問ではないの。質疑の時間であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第5号 災害対策調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。休憩中に特別委員会を開催し、委員長・副委員長を互選願います。

議員控室にお集まり願いたいと思います。

午 後 2 時 2 2 分 休 憩

午 後 2 時 2 8 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

災害対策調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に若生 寛議員、副委員長に千葉勇治議員、以上のとおり選任されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和元年第6回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変、御苦勞さまでした。

午後 2 時 2 9 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員